



## 労働基準監督官 採用試験

- **受験資格**
  - ・平成5年4月2日～同14年4月1日生まれの方
  - ・平成14年4月2日以降に生まれた方で、大学（短期大学除く）を卒業した方および令和6年3月までに卒業見込みの方、またはそれと同等の資格があると人事院が認める方
- **試験日** 6月4日(日)
- **申込** 3月20日(月)までに下記QRコードから申し込み  
 〇北海道労働局総務課人事第一係  
 TEL 011-709-2311



## 認知症サポーター 養成講座

- 認知症を正しく理解し、できる範囲で認知症の人やその家族を手助けする「認知症サポーター」を養成する講座を実施します。受講者には「認知症サポーター受講カード」を差し上げます。お気軽にご参加ください。
- **とき** 3月24日(金) 14:30～16:00
  - **ところ** 市役所2階 大会議室
  - **受講料** 無料
  - **申込** 下記へ  
 〇高齢者支援係TEL 74-4452



## 防災ハザードマップ を更新しました

市内の主要河川が大雨により氾濫した場合、浸水する範囲や深さの予想、土砂災害の危険区域などを表示した「砂川市防災ハザードマップ」を更新しました。今回の更新では、浸水予想範囲の拡大などの変更があります。災害などに対する基本的な知識や情報収集の方法などについても記載していますので、ご活用ください。

※新しい防災ハザードマップは今号に折り込んでいます。また、市ホームページとカタログポケットでも公開しています。

〇防災対策係TEL 74-8765



## 市内中学・高校吹奏 楽部合同演奏会

市内中学校の統合により、石山中学校吹奏楽部としての活動が終了しても市内の音楽の火を灯し続けていきたいという思いから、平成29年から同31年まで毎年開催していた「春の合同演奏会」を4年ぶりに開催します。この春閉校する石山中学校体育館を会場とし、石山中学校吹奏楽部OB・OGが集い、演奏する最後の機会でもあります。ご来場をお待ちしています。

- **とき** 3月26日(日) 13:00～(開場 12:30～)
- **ところ** 石山中学校 体育館
- **入場料** 無料
- **参加団体** 砂川中学校吹奏楽部、石山中学校吹奏楽部 & OB・OG、砂川高等学校吹奏楽局  
 〇石山中学校 齋藤TEL 53-3248



## 窓口の混雑緩和に ご協力ください

年度替わりの時期（3月27日～4月7日）は転出入の手続きが多く、戸籍年金係の窓口が大変混雑します。このため、マイナンバーカードの申請、受け取りなどの手続きで来庁の場合も長時間お待ちいただく可能性があります。窓口の混雑緩和のため、他の時期に手続きができる方は、時期をずらしてご来庁くださいますようご協力ください。  
 〇戸籍年金係TEL 74-4457



## 国民年金保険料をア プリで納付できます

国民年金保険料について、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easyなどによる納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が可能です。スマホ決済は、対応する決済アプリをスマートフォンなどの端末にインストールし、納付書に印字されたバーコードを読み取ることで納付することができるサービスです。

### ●対象の決済アプリ

au PAY、d払い、PayB（金融機関などが提供するアプリを含む）、PayPay  
 ※各決済アプリの操作方法についてはご利用の決済事業者へお問い合わせください。  
 〇戸籍年金係TEL 74-4457



### 旧優生保護法下で優生手術などを受けた方へ

対象の方は一時金 320 万円を受け取ることができます。一時金を受け取るには、厚生労働省に対して請求書を提出し、認定を受ける必要があります。ご希望の方は、旧優生保護法に関する相談支援センターへご連絡ください。

●**対象** 次の①または②に該当する方で、現在、生存している方

①昭和 23 年 9 月 11 日～平成 8 年 9 月 25 日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方を除く）

②上記①のほか、同じ期間に生殖を不能とする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものではないことが明らかな手術などを受けた方は除く）

☎旧優生保護法に関する相談支援センター

Tel. 0120-031-711

【受付時間】 8:45～17:30（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）



### 砂川太極拳研究会 会員募集

定例会のほか、「健康づくり太極拳」も実施しています。ゆったりした動きを通して心と体の健康づくりを目指します。ぜひ見学や体験にお越しください。

▽定例の練習会

●とき 毎週木曜日 13:30～

●ところ 公民館 4 階 大会議室

▽健康づくり太極拳

●とき 隔週土曜日 13:30～

●ところ 公民館 4 階 大会議室

☎山田 Tel. 52-6512



### 助産施設の利用

経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦のための助産施設（市立病院内）があります。ご希望の方は出産予定日の 30 日前までに申し込みください。なお、定員に達して入所できない場合もあります。

●**対象** 次に該当する市民の方

- ・生活保護受給世帯
- ・市民税非課税世帯
- ・前年の所得税額が 8,400 円以下の課税世帯で、出産育児一時金などの額が 42 万円未満の世帯（令和 5 年 4 月 1 日より 50 万円未満の世帯となります。）

※自己負担金の額は課税状況に応じて異なります。

●**申込** 下記へ

☎子育て支援係 Tel. 74-8369



### 新規求人情報

市内企業では、ハローワーク砂川を通じて、新規求人を次のとおり行っています。

#### 募集内容

職種	年齢	求人数
機械工及び溶接工	59歳以下	2
軽作業員	不問	1
調理員	不問	1
テラー・後方事務	不問	2
清掃・洗濯作業員	不問	1
介護職員	不問	2

（3月3日現在）

☎ハローワーク砂川 Tel. 54-3147



### 災害遺児手当

市では、交通や労働、不慮の災害で生計の中心者を失い、遺児となった子どもたちに災害遺児手当を支給しています。

●**対象** 義務教育終了前の遺児

●**支給年額** 36,000 円

※次に該当する場合は支給されません。

▷ 4 月 1 日現在で砂川市に 3 か月以上居住していない場合

▷ 遺児を養育している保護者の所得が一定の額を超えている場合

▷ 保護者が婚姻した場合

▷ 養子縁組などにより遺児ではなくなった場合

●**申込** 下記へ

☎子育て支援係 Tel. 74-8369



### 中空知交通遺児奨学金制度

中空知広域市町村圏組合では、交通事故で生計の中心者を失った遺児に対して奨学金を支給しています。

●**奨学金（年間 1 人当たり）**

・小学生 30,000 円

・中学生 45,000 円

・高校生 84,000 円

●**奨学一時金（入学時）**

・小学生 30,000 円

・中学生 36,000 円

・高校生 36,000 円

※次に該当する場合は支給されません。

▷ 遺児を養育している保護者の所得が一定の額を超えている場合

▷ 保護者が婚姻した場合

▷ 養子縁組などにより遺児ではなくなった場合

☎子育て支援係 Tel. 74-8369

## 旅券（パスポート）の手続きに関するお知らせ

旅券法令の改正に伴い、令和5年3月27日(月)から旅券申請手続きが一部変更となります。主な変更点は次のとおりです。

### ◎戸籍を確認する際の提出書類を戸籍謄本に統一

旅券発給申請の際に戸籍の確認が必要な方については、戸籍謄本または抄本のいずれかの提出が必要でしたが、今後は戸籍謄本（全部事項証明書）のみになります。

### ◎旅券申請の一部オンライン化

旅券の残りの有効期間が1年未満で、旅券の記載内容に変更がなく新たな旅券を申請する場合などにオンライン申請が可能になります。パスポート窓口に来所せずに申請できますが、受け取りは今までどおりご本人が窓口に来所する必要があります。

※オンライン申請が可能な窓口は、パスポートセンターおよび各振興局のパスポート窓口のみとなり、マイナポータルを通じて選択した受け取り窓口での交付となります。市役所窓口での受け取りをご希望の場合は、これまで同様に紙での申請手続きとなります。

### ◎査証欄（ビザページ）の増補の廃止

旅券の査証欄の増補が廃止されます。余白がなくなったときには、低額な費用で新たな旅券の発給を受けることができるようになります（有効期間は元の旅券の残存有効期間と同じ）。

### ◎未交付失効旅券がある場合の手数料の新設

旅券を申請し、発行後6か月以内に受領せずに同旅券が失効した場合、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際の手数料が通常より高くなります。なお、この手数料は令和5年3月27日(月)以降に申請した旅券を受け取らずに失効した場合から適用されます。

※詳細については外務省ホームページをご覧ください。

閩戸籍年金係Tel 74-4457

## 砂川市高齢者・障害者虐待防止連絡協議会を開催しました

高齢者・障がい者虐待の予防や早期発見、対応などを関係機関とともに協議する「砂川市高齢者・障害者虐待防止連絡協議会」を2月20日(月)に開催しました。

この協議会は、関係機関の連携強化や情報交換を目的とし、介護・障がい福祉サービス事業所、保健所、警察、消防・病院関係者、民生児童委員などさまざまな分野の団体が参画しています。実際に虐待の通報があった場合は、協議会に参画している団体による個別ケース会議を開催し、緊急性の判断や支援方針などについて検討・協議を行います。

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法ではそれぞれ国や地方公共団体、施設従事者や利用者などに虐待防止のための責務を課すとともに、虐待が疑われる行為を発見した場合には市町村へ通報する義務が明記されています。虐待は、殴る・蹴るなどの身体的虐待のほか、不安をあおるなどの精神的な苦痛を与える行為や財産の不当な侵奪、介護や世話の放棄・放任なども該当し、虐待しているまたはされているという意識がなくても、虐待と認定する場合があります。ご自身の周りで「虐待かもしれない」と疑われる事案がありましたら、市またはささえあいセンター（地域包括支援センター）へ通報をお願いします。

閩社会福祉係Tel 74-8103 またはささえあいセンターTel 54-3077

